

(内閣委員会)

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改

正する法律案（衆第四号）（衆議院提出）要旨

本法律案は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づく一時金の支給の請求の状況に鑑み、一時金の支給の請求期限を五年延長しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、一時金の支給の請求期限の延長

一時金の支給の請求の期限を五年延長し、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の施行の日（平成三十一年四月二十四日）から起算して十年を経過する日までとする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。